

## 【R07 改正点】 建築基準法 建築確認

### 建築確認の対象となる建築物の規模等の見直し

～木造建築物の建築確認検査の対象を見直し、非木造と同様の規模とする～

#### 1. 大規模建築物の場合

		行為の種類		
		新築	10 m <sup>2</sup> 超の 増改築・移転	大規模の修繕・ 大規模の模様替
大規模建築物	構造によらず、 2階以上 又は 延べ面積 200 m <sup>2</sup> 超 のいずれかに該当	○	○※1	○

※1 防火・準防火地域では、10 m<sup>2</sup>以内でも、必要

## 2. 予想問題

① 木造2階建て、延べ面積 100 m<sup>2</sup>の一戸建て住宅について大規模の修繕をする場合は、建築確認を受ける必要はない。

誤

② 木造平屋建て、延べ面積が 300 m<sup>2</sup>の建築物の建築をしようとする場合は、建築確認を受ける必要はない。

誤

③ 防火地域内にある2階建ての木造の建築物を増築する場合、その増築に係る部分の床面積の合計が 10 m<sup>2</sup>以内であれば、建築確認を受ける必要はない。

誤

- ④ 建築主は、木造以外の建築物(延べ面積 200 m<sup>2</sup>)について、新たに増築して延べ面積を 250 m<sup>2</sup>とする場合は、建築確認を受けなければならない。

正

**【NEW】**

**渋谷会 R07 宅建 「これだけで合格セット」**

宅建基幹講座(インプット) 全 68 回 約 62 時間 30 分

宅建過去問演習講座(アウトプット) 全 40 回 約 28 時間

渋谷会 WEB サイト

<https://shibuyakai.com/>